

## 第291回長崎県南部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催年月日 令和4年10月12日(水) 14:00~15:09

2. 通知年月日 令和4年10月5日(水)

3. 公示年月日 令和4年10月5日(水)

4. 開催場所 長崎市元船町17-1  
大波止ビル7階 会議室

5. 出席者

(委員) 吉谷会長、吉本委員、本西委員、野田委員、村田委員、  
岡部委員、菊地委員、松尾委員、小林委員、中澤委員、  
浅川委員、岡村委員、山外委員、五島委員

(事務局) 古原事務局長、中ノ瀬次長、市山課長補佐、山下係長、  
吉川書記

(長崎県) 漁業振興課 松本企画監

資源管理班 宮原課長補佐、石田主任技師

漁業調整班 藤田主任主事、円口技師

県北振興局水産課 前川係長、塩田技師

6. 議題

第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)

第2号議案 長崎県南部海区漁業調整委員会が管理する公文書の開示等に  
関する規程の廃止について

その他 令和4管理年度におけるまあじの追加配分について

7. 議事

事務局	定刻となりましたので、ただ今より第291回長崎県南部海区漁業調整委員会を開催いたします。 まず、初めに吉谷会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(会長挨拶)  それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。
事務局	本日は、松下委員が欠席されております。定員15名中、14名の委

員の出席となっております。

出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第145条第1項の規定により本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日は第1号議案の説明のため、漁業振興課漁業調整班、藤田主任主事、円口技師、県北振興局水産課、前川係長、塩田技師、その他の説明のため、同課資源管理班、宮原課長補佐、石田主任技師が出席しておりますのでご紹介します。

会 長

これより議事に入ります。

本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私の方から指名します。本日の議事録署名人は、「吉本委員」と「松尾委員」にお願いします。

今回の議題は、お手元の資料のとおり、

○ 第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について  
( 諮問 )

○ 第2号議案 長崎県南部海区漁業調整委員会が管理する公文の開示等に関する規程の廃止について

その他 令和4管理年度におけるまあじの追加配分について  
となっております。

会 長

それでは、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案について、お手元の資料の5ページと7ページをご覧ください。県から諮問文が参っておりますので、朗読させていただきます。

( 諮問文朗読 )

また、お手元の資料6ページと8ページから関連する資料を添付しておりますので、県担当者から説明いたします。

漁業振興  
課

( いわし、いかなご、このしろ敷網漁業(橘湾中央地区)、手繰第3種なまこけた網漁業(大村湾南部地区)及びなまこ漁業(佐世保市南部地区)について諮問内容説明 )

会 長

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

五島委員

敷網の許可ですが、操業区域の中で基点1、2、3、4とありますが、これは橘湾の中の共同漁業権の基点が書かれてあるのですか。

漁業振興

共同漁業権の基点ではありません。橘湾の区域の基点となっております。

課	<p>り、橘湾の殆どを指す区域となっています。</p> <p>( 図面で示しながら ) 長崎半島から島原半島までの湾内の中の橘湾の区域で、湾内の一部となります。</p> <p>以前は江ノ浦地区と池下地区に許可があり、池下地区はこの湾内の公海上の一部と池下地区の共同漁業権を操業区域とする許可を出しています。もう一つの許可は、江ノ浦地区で同様に公海上の一部と江ノ浦地区の共同漁業権を操業区域とする許可を出していましたが、今回、橘湾中央漁協が管轄する共同漁業権と橘湾を合わせて一つの許可として新規に取得したいということで諮問することになりました。</p>
五島委員	<p>今までは、橘湾の共同漁業権は 20 号から 29 号まであったが、今回は 20 号と 23～25 号を除いて 28 と 29 号に 27 号を足すということですか。</p>
漁業振興課	<p>そうです。</p>
五島委員	<p>許可の有効期間は、どうやって定められていますか。</p>
漁業振興課	<p>許可の有効期間については、江ノ浦地区の敷網漁業と池下地区の敷網漁業の有効期間を引き継ぐような形で設定しています。</p>
五島委員	<p>今度の漁業権の切り替えはいつですか。</p>
漁業振興課	<p>令和 5 年 9 月 1 日です。</p>
五島委員	<p>共同漁業権の切り替えのあとの許可として、これでよいのですか。共同漁業権が入っていますが。</p>
漁業振興課	<p>共同漁業権とは、直接的には関係ないので、今のところは継続する予定です。</p>
五島委員	<p>共同漁業権が区域に入っているが、無くなったり変わったりした場合はどうするのでしょうか。</p>
漁業振興課	<p>万が一、仮にそういうことがあれば操業区域の見直しが必要になってくると思われます。</p> <p>現在、漁場調査をしていますが、共同漁業権が変わることは今のところありません。</p>
五島委員	<p>次の許可もそうですが、共同漁業権の切り替えで区域は変わらないのだけど、制度的にはありえるので漁業権の存続期間と整合を取らなく</p>

てよいのでしょうか。

漁業振興課

そこは、可能性としては極めて少ない中で、万が一そのようなことが起きた場合は、許可の内容や操業区域を見直すことをしていくことになると思います。

五島委員

共同漁業権内の許可は免許内容の漁業種類として入ってない場合、免許内容にする前に許可で対応して切り替えの時に免許に替えるという方法とするが、免許内容とする漁業というのは、普通は切り替えの時に免許に入れていくこともあるので、大体、免許の存続期間に合わせる。今回は、免許の存続期間を考慮していると思います。なまこけた網漁業は免許内容となりますか。

漁業振興課

なまこけた網漁業は、免許漁業となりません。

五島委員

万が一、共同漁業権が消滅又は内容が変更した場合に対応を考えないといけない。

漁業振興課

はい、そのようにします。

会長

ほかに意見がありますか。

松尾委員

なまこけた網漁業の件ですが、大村湾南部と佐世保市南部でなぜ許可上の「操業期間」の開始日が11月15日と11月1日と日にちが違っているのですか。

県北振興局水産課

なまこを採捕する漁業につきましては、長崎県南部海区漁業調整委員会の指示で採捕期間が定まっています。その中でそれぞれ漁業種類が異なるので大村湾南部と佐世保市南部の採捕期間が異なります。

松尾委員

日にちがどちらかに統一すれば別に何も無い。なぜ、同じ大村湾で少し離れているだけなのに違うのかという疑問です。

県北振興局水産課

なまこの採捕の制限期間につきましては、令和3年長崎県南部海区漁業調整委員会指示第1号におきまして、令和3年度から令和5年度の各年度の11月1日から11月14日まで、および2月16日から3月31日までとなっております。実態としては各地区で採捕期間が異なるため委員会指示と日にちが分かれて設定されています。

松尾委員

それはわかる、それは各漁協と調整している。平常は、11月15日以降しか実際はやらないし、なぜこの表に1日と15日と分けてあるのか

意味が分からない。

県北振興  
局水産課

そちらにつきましては、地元の漁業の実態で操業ができます。

松尾委員

大村湾で一緒に話し合っただけで日にちを決めてやることだから日にちはいいんですけど、統一してもらえれば別に何事も無いわけです。

大体、なまこ自体が今、温暖化になってだんだんと採る期間がずれてきていますから、15日以降になることはわかりますけど何で両方とも同じでないのですか。大村湾南部の方はなぜ11月1日が許可上の操業期間の開始日となるのでしょうか。統一してもらえばいいという話です。

漁業振興  
課

手繰第3種なまこ桁網漁業につきましては、実態では許可上の操業期間を11月1日で各漁協とも同じで、終期は2月末だったり3月末だったり、現状、許可の操業期間は違ってきます。

前回の切り替えの時期を踏襲してその形になってはいますが、松尾委員のおっしゃるとおり許可上の操業期間を一緒にすべきとなれば、次の切り替えが令和8年10月31日までとなっていますので、その時に調整が整うかどうか意見を聞いていく必要があると思います。調整が整えばそういったことがあり得ると思います。

また、県北振興局水産課から説明があった11月15日から2月15日までは長崎県南部海区漁業調整委員会指示を踏まえ、操業期間を設定されていると思います。

松尾委員のご指摘については、大村湾海区組合長会で委員会指示を踏まえて合わせた方がいいのか、その整合性についてご審議いただく必要があると思います。

会 長

他にご意見等ございませんか。

全委員

(意見等なし)

会 長

他に、ご意見等もないようですので、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」については、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申してよろしいでしょうか。

全委員

(異議なし)

会 長

ご異議もないようですので、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」については、諮問原案どおり公示することに差し支えない旨、答申することに決定しました。

続きまして、第2号議案「長崎県南部海区漁業調整委員会が管理する公文書の開示等に関する規程の廃止について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局 第2号議案について、お手元の資料の12ページをご覧ください。  
吉川主任技師から説明いたします。

事務局

- ・「長崎県南部海区漁業調整委員会が管理する公文書の開示等に関する規程」は、知事が管理する公文書の開示等に関する規則を準用してきた。
- ・今回、「長崎県情報公開条例施行規則」の全部改正が明らかになり総務文書課の指導を受け廃止を提案するもの。
- ・今後、情報開示等の取扱いは同条例、規則により事務取扱となる。
- ・施行日は、県内委員会、内水面管理委員会で承認され次第。

会 長 ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

五島委員 県規則が改正されるので、委員会の規程は廃止し、県規則が改正されたあとに、また委員会の規程を告示することになりますか。

事務局 大元の県情報公開条例において、当委員会が扱う公文書において県の施行規則で読めるよう条文が改正されておりますので、県情報公開条例、同施行規則で公文書を取り扱うこととなります。  
総務文書課と協議しており、当委員会で規程を定め直す手続きは必要ありません。

五島委員 平成4年の告示は、委員会でも公文書の情報公開の取扱いが必要となり作ったもので、当時、県の規則を準用するとしていました。今度、県の規則が変わるので、平成4年の規程の変更が必要と思ったが、それも要らないということですか。当然、告示、規則も要らないことになったのですか。

事務局 この内容については、他の行政機関である労働委員会、収用委員会等のもを調べたうえで、改めて制定する必要はないと県の法制担当と協議し、改正する必要のないものと整理しております。

五島委員 「施行規則の例に依る」としなくてよいのですか。  
そもそも、県の規則はあるけれども、それぞれ委員会も作らないといけないというのがスタートだった。当然、県の規則があれば県の規則のとおりにしますと一言、言っておかないとなると、行政機関がやっている意味にならないと思います。大丈夫ですか。

事務局 本県は、他の県より古く、平成4年に条例を定め、同年に委員会で規程を定めております。その後、昨今の情報公開手続きなど、頻繁に大

元の法律などが改正されております。

その中で、古く定めていた本委員会の内容が改正に乗り遅れた形となり、昔の形のまま残っている状況となりました。また、他の委員会である収用委員会等は規程を定めておらず、古くから県条例、規則で扱ってきた実態があります。当委員会でも、特段、廃止しても支障はないと思っております。

五島委員 規程は廃止して、今ある公示を出し直すことをしなくてよいのですか。県の制度としてやっておくべき事務、実体的な制度と思いますが。

事務局 委員会の内規であり、総務文書課と協議しており、支障はないと思います。

他県でも規則があつたりなかったりして、県内でも同じです。これは委員会の判断であり、廃止しても特段、支障はないと思います。

会 長 今回は、「意見がありましたよ」ということで、総務文書課と相談していただいて、あるいは設置した方がいいということであれば、後日、協議することで如何でしょうか。

事務局 制定当時、定めた経緯、背景などを見て作業をしたかったのですが、当時の文書を探したもののなかったため、他の委員会の状況を見ながら、必要性は薄くなったということで廃止を提案しました。実務上は影響ないのですが、万が一生じた時はおっしゃるとおりにしたいと思っております。

会 長 万が一生じた場合には、再度協議することによろしいでしょうか。

五島委員 廃止については、全然異議はありません。

会 長 他にご意見等ございませんか。

全委員 (意見等なし)

会 長 他に、ご意見等もないようですので、第2号議案「長崎県南部海区漁業調整委員会が管理する公文書の開示等に関する規程の廃止について」については、廃止することにご異議ございませんか。

全委員 (異議なし)

会 長 ご異議もないようですので、第2号議案「長崎県南部海区漁業調整委員会が管理する公文書の開示等に関する規程の廃止について」について、廃止することに決定しました。

会 長 続きまして、その他の件で「令和4管理年度におけるまあじの追加配

分について」ご報告願います。

漁業振興課

- ・令和4年8月23日開催の数量明示関係者会議において、関係県及び大中型まき網漁業の関係者が、国の留保からの配分を要望すること合意。
- ・農林水産大臣から「まあじに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知」により、まあじの本県漁獲可能量は、20,200トンから23,200トンに変更。
- ・10月7日、長崎県知事管理漁獲可能量を改正し告示。

会長

ただ今の報告について、何かご意見はありますか。

岡部委員

今回、初めての数量明示の関係県の合意ということになっています。実際に6月半年の数量を把握した時点で、それ以降の半年を5カ年の最大数量をもって、2万トンの配分に対して約8千トンの時点で合意を図ろうと、その時の最近時の他県の数量譲渡、他県の大員許可の5カ年の最大数量を並べた、その辺の数量、数字も一緒に達していかなないと、何のルールに基づいてこの数字を合意に至ったのか、求めていったというのが全く分からなくて、ただ合意しまして長崎県には3千トン追加配分が来るようお願いした。結論、追加されたとなりましたという報告である。

これは報告なのでしょうけど、やはり今後のことを考えたら何のルールに基づいているのか、そして最終的には先程担当者の説明で気になったのが「国より頂いた」という表現があった。国はですね、与えるんじゃないんですよ。国全体の漁獲可能量枠をいかに有効にしっかり消化していくか、そして資源を守っていくかというのを考える立場なのです。各県に配分量を渡す、くれる立場ではないのです。そういう気持ちがあったらそういう言葉になりますので、その中で、県はまき網を含めそのほかを含めてもっと適切な配分の仕方をしっかり考えていただきたい

そうことで、私は75%ルールもありながら、40%達成したところで過年度の数字を長く比較したら、折角、数量配分県なので合意にもっていきましょと、他県と打ち合わせてこういう形に持っていきましょと、今回についてはこれでスムーズにいくかもしれないですが、国が持った1万8千トンのうち1万3千トンをこれで使う。あと国の留保枠は5千トンしか残らない。あと半年の中でどっかで突発的なことが起きた時に、逆に言えば一度追加配分したけど次も再配当すると、そういうことが検討されているのか。他の県に配分されますよね。今までだったら、大体消化を見据えて未消化になるので、そこで終わりです。

今年のマイワシみたいに突発的に大漁が起きたら、いつどのような対応をするのか。一番大事なのはやはり、配分の仕方、追加配分の仕方のルールが明確化してないと、これまでも長いこと、国の追加配分が何に基づいているかが分からない。ある時は7千トン配分された、宮崎県



のサバが終わった時、3万3千トン。当初配分7千トンの当初配分は何なんですか。途中、4回、5回、追加配分ですよ、追加配分というの何に基づいて追加配分するのか、ルール化をしていかないと、今はまだ実害が起きてないので現場がトラブルはありません。ただ、これが、本当に現実に漁に支障が広がっているようになった時には、やはりそこがルール化しないと、やはり現場で一生懸命頑張っている漁業者の方々にしっかりしたことを伝えとった方がいい。今回も長崎の3千トンについては、こういう経過なので2千何百トン足りないんで3千トン追加を申し出て、3千トン認められました、という報告を受けてですけど、大規模の7千トン、鹿児島島の2千トン、その辺がどの流れでこの数字になったというのも一緒に合意をしましたという、そこまでの資料は作って提示して頂きたい。ということで要望してきます。

会 長 要望でございますので、次回から検討をよろしく願いいたします。ただ今の追加配分について、他にありませんか。

全委員 (意見等なし)

会 長 他に、その他皆様からご意見ありませんか。

岡村委員 先程、松尾委員と意見が重なりますが、資料6ページのなまこの操業の3年間、大村湾のナマコ資源を復活する県の方針に従って、最大公約数 11月15日から2月15日までしますよと、そういう趣旨のもと組合長会で諮って各漁協は理事会に諮って決定しました。

その範囲の中で漁に出て下さいという方針をしているのは5年か6年目になっておる。これは県の方針ですよ。ここに書いてある11月15日をはみだしていることはあり得ません。11月15日から2月15日をこだわらなくていいのですか。組合長会で審議され、県の方針です。どうも話が違います。

漁業振興課 今の岡村委員の発言は、委員会指示に関するものと思います。先程、申しましたように、許可の操業期間と委員会指示と乖離しています。本来であれば、委員会指示は3年間スパンで出ていて、前回の許可の時にその辺の見直しが検討されたかどうか把握しておりませんが、あらためて資源保護の観点から皆さんの合意のもと委員会指示をかけていますので、大村湾の組合長会で委員会指示を踏まえて許可の操業期間について次回の切り替えに向けて整理していただければと思います。

岡部委員 3回目の委員会で、許可期間で隣の地区と異なっており、意味があるのですかと質問しました。その時にも、漁協職員も仕事のやり方とかみて、やはり前に倣って、年を変えるぐらいの作り方をしていくんです。それで、許可証は問題なく届くのですが、やはり県の担当も前はどうかやって作ったかなという過去を調べたりするのが多いんです。

委員会で疑問があがった時、ナマコの委員会指示を諮問して一回は合意がなかなかあったが、組合長の努力で取り組みが大村湾全体に拡大したことがあったのを承知している。

期間が二つある場合、明確にこうなると、皆が分かるような、理解できるような日にちだったらそうなんですとねとなる。何故、そういう質問になるかっていうと、そこなんです。

そしたら地元の声、要望でと言うんです。地元からの要望ですが、地元は地元のことしか知りません。

担当者は、上がって来たのを見て日にちに意味があるのか、そろえることができないのかというのが、現場が混乱を少なくすることにつながっていきます。内容的には前回私が感じた疑問でして、日にちのずれを質問させていただいた。松尾委員からの意見はその時と類似した質問です。

漁業振興課

岡部委員からご指摘いただいたとおり、我々も前例主義ではありませんが、上がってきたものは同じように処理するところがあります。

同じ湾内は内容を各漁協に共有する、委員会指示がある中で、組合長会で議論頂きながら操業期間を統一した方がいいよとまとめれば、そういった形にもっていきたいと思います。丁寧さが我々に足りないところがありますので、丁寧にやっていきたいと思います。

会長

皆さん異動してしまえば分からなくなるので、引継ぎをよろしく願います。

事務局から何かありますか。

事務局

(意見等なし)

会長

何もないようですので、これをもちまして、第291回長崎県南部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

< 閉 会 >